

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援

総合事業第一号訪問事業

重要事項説明書

利用者 様

事業者： 株式会社 シニアライフ あや

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

事業者（法人）の名称	株式会社 シニアライフ あや
代表者（職名・氏名）	代表取締役 杉本 綾子
事務所の所在地	〒077-0011 留萌市東雲町2丁目62番地
設立年月日	平成27年2月2日
電話番号	(0164) 49-0088

2. ヘルパーステーション 「シニアライフあや」の概要

(1) ご利用事業所の概要と提供できるサービス・地域

ご利用事業所の名称	シニアライフ あや
サービスの種類	指定訪問介護・訪問型サービス
事業所の所在地	〒077-0011 留萌市東雲町2丁目62番地
電話番号	0164-49-0088
指定年月日	平成27年7月1日
事業所番号	第 0176400638号
管理者の氏名	杉本 綾子
サービスを提供する地域	留萌市の区域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 運営方針

ご契約者の人権を尊重し、常にご契約者の立場に立ち、心身の状況やおかれている環境などに応じ、きめ細かなサービスを提供します。サービスの提供を通し、職員ひとりひとりがご契約者から勉強させていただき気持ちを忘れずに日々努力してまいります。

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令等に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努め、ご契約者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早 朝 6:00～ 8:00	夜 間 18:00 ～22:00	深 夜 22:00～ 6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・ 祭日	○	○	○	○	

*時間帯により料金が異なります。

(4) 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 数	勤 務 形 態
管 理 者	1 名	常勤・非常勤
サービス提供責任者	1 名	常勤・非常勤
訪問介護員	6名以上	常勤 非常勤

3. サービス内容

(1) 身体介護

・利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

(例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など

(2) 生活援助

・家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

(例) 調理（ご家族の分は除く）、洗濯（ご家族の分は除く）、掃除（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地は除く）、買い物（預金・貯金の出し入れは除く）、薬の受取り、衣服の整理など

(3) その他のサービス

・介護相談 等

*ご契約に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）にそった訪問介護計画に定められます。

*サービス提供記録の開示を求められる場合は、速やかに求めに応じて開示を致します。

4. サービス利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割又は2割又は3割負担となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

* 平常の時間帯（午前8時～午後6時）での基本料金は次の通りです。

訪問介護の場合

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 ～1時間未満	1時間以上1時 間30分未満	1時間30分 以上
身体介護	1,670円	2,500円	3,960円	5,790円	30分を増す毎に 840円を加算
	20分以上45 分未満	45分以上			
生活援助	1,830円	2,250円			

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを実施した場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ① 早朝（午前6時～8時まで）：25%
- ② 夜間（午後6時～午後10時まで）：25%
- ③ 深夜（午後10時～午前6時まで）：50%

* やむを得ない事情で2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

訪問型サービスの場合

程 度	金額/1ヶ月
要支援1・2の方で週1回（一般的な利用の場合月4回利用）の訪問型サービスが必要とされた者	11,720円
要支援2の方で週2回（一般的な利用の場合月8回利用）の訪問型サービスが必要とされた者	23,420円
要支援2の方で週2回を超える訪問型サービスが必要とされた者	37,150円

(2) 交通費…前記2の(1)参照

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

原則、ご契約者のご都合でサービスを中止する場合であってもキャンセル料は頂きませんが、なるべく訪問予定時間の24時間前までにご連絡をお願い致します。

また、悪質なキャンセルが続いた場合には、事前にご契約者に説明し同意を得た上で、別途定めたキャンセル料を頂く場合もございます。

(4) その他

①ご契約者のお住まいで、サービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は、ご契約者のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月、10日過ぎに前月分の請求を致しますので、請求書到着後10日以内にお支払い下さい。

お支払い方法は、指定銀行口座への振り込みになります。

【銀行名】北洋銀行 留萌支店

【預金の種類】普通預金

【口座番号】3629300

【口座名義】株式会社 シニアライフ あや 代表取締役 杉本綾子

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービスの終了

①契約者の都合でサービスを終了する場合

・サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

す。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の要介護認定区分が、非該当者（自立）と認定された場合
- ・ご契約者がお亡くなりになった場合
- ・その他

※事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご契約者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業所が破産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することにより即座にサービスを終了することができます。

※ご契約者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、ご契約者やご家族などが事業所やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医氏名 連絡先		ご家族氏名 連絡先	
--------------	--	--------------	--

7. 苦情・相談の受付

①当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

担 当 杉本 綾子
電 話 (0164) 49-0088
受付時間 午前9時～午後6時まで

② その他苦情受付機関

留萌市介護支援課
電 話 0164-49-6070
北海道国民健康保険団体連合会
電 話 011-231-5175

8. 第三者による評価の実施

第三者による評価の実施	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1あり 2なし
	② なし		

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

令和 年 月 日

事業者は、訪問介護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基
づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 留萌市東雲町2丁目62番地
事業者（法人）名 株式会社 シニアライフ あや
代表者職・氏名 代表取締役 杉本 綾子 ㊞

説明者職・氏名 管理者 杉本 綾子 ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を
受けました。

契約者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名